

ID: 133

担当部署: 保健課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町保健センター条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第116号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第6条 保健センターを利用する者は、利用許可と同時に別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に基づく事業についてはこの限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日